

議案第95号

福岡市博物館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博物館のサービスの充実を図るため、付属設備に係る規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市博物館条例の一部を改正する条例

福岡市博物館条例（平成2年福岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「事項」を「者（以下「許可利用者」という。）が、許可を受けた事項」に、「また」を「，また」に改める。

第8条及び第9条中「利用者」を「許可利用者」に改める。

第10条第1項中「第5条に規定する許可を受けた者」を「許可利用者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 付属設備を利用する者からは、教育委員会規則で定める額の使用料を徴収する。

第16条中「利用者」を「許可利用者」に改める。

別表第2備考第1項中「利用者」を「許可利用者」に改め、同表備考中第3項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。